

# 補助金等調書

(2-1)

番号	35	担当課名	生涯学習課	補助開始年度	平成5年度			
補助金等の名称	印西市芸術文化協会事業補助金							
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱							
	終了年限の有無 (無 <input checked="" type="radio"/> 有 (平成31年度廃止予定))							
要綱に規定する交付対象者	印西市芸術文化協会							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数				
	印西市芸術文化協会		平成5年8月1日	968人				
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 <input checked="" type="radio"/> 無)							
	有の場合は、類似団体数 ( )							
市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等交付年数 26年</li> <li>・市教育委員会主催印西市民文化祭主管団体として事業を展開している。</li> <li>・市内小学校の放課後子ども教室、伝統芸術に関するクラブ活動での講師</li> <li>・公民館等での文化芸術に関する講座の講師</li> <li>・広く市民を対象とした自主企画・運営による芸術文化講座の開催</li> <li>・各種の集い大会等による市民が文化芸術に触れる機会の提供等</li> </ul>								
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金		400,000	400,000	400,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金					
			その他					
			一般財源		400,000	400,000	400,000	
		会費		174,500	174,500	182,000		
		事業収入						
		その他		3	2			
		合計		574,503	574,502	582,000		
	歳出	人件費						
		事務費						
		事業費		574,503	574,502	582,000		
		その他						
		合計		574,503	574,502	582,000		
翌年度繰越金			0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の70%以内。ただし、400,000円を限度として交付</li> <li>・下部組織へ1組織当たり2万円を交付 (20,000円×14団体=280,000円)</li> </ul>								



補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>「印西市総合計画第2次基本計画(計画年度平成28年度～32年度) 基本目標4 健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくる 政策体系4-③心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る」及び「印西市教育振興基本計画(計画年度平成30年度～平成33年度) 基本目標Ⅲ心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る 施策Ⅲ-1 ①文化芸術に触れる機会の拡大、②市民の自主的な活動の支援、③子どもをはじめとする次世代の育成」として位置づけられており、市民文化祭をはじめとした文化芸術に触れる機会や自主的な活動である各種事業の実施、学校等と連携した次世代の文化芸術活動を支える人材育成のために補助金として交付する必要がある。</p> <p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>印西市社会教育関係補助金交付要綱第2条別表の規定により、平成27年度決算額574,556円の70%である402,189円を根拠とし、上限額である400,000円を積算している。</p> <p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <p>400,000円交付</p> <p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>市民文化祭の参加・来場者数は、15年前から5年ごとに平成14年度2,674人、平成19年度3,663人、平成24年度4,055人、平成29年度5,416人と増加を続けており、文化祭のみならず日頃の芸術文化活動により文化芸術に関心を寄せる市民が年々増えている効果の表れと考えられる。</p> <p>⑤ 補助金交付の終期の目的がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>市の文化芸術振興に関して芸術文化協会の果たす役割は大きく、今後も補助金交付を継続して文化芸術の振興を図る必要があることから終期は設定していない。</p> <p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>市の文化芸術振興に関しては総合計画及び教育振興基本計画にも記載され、今後健康寿命の延長が見込まれることなどからもますます重要となる施策であり、地域活動・地域コミュニティ活性化のツールの一つのしても役割も大きい。芸術文化協会では文化芸術を鑑賞する機会だけでなく体験する機会を広く市民に対して設けることを重視しており、その役割は年々高まってきていることから今後も減額なく補助金を交付していくべきと考える。</p> <p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの</p> <p>当該補助金は、市民の誰でも加入することが可能な芸術文化協会に交付されているものであり、その補助対象の事業である市民文化祭等については市民の誰もが参加・鑑賞することができ、公共性・公益性を有していると考えられる。</p>
	<p>担当課の判定</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 拡大して継続    <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続    <input type="checkbox"/> 縮小して継続    <input type="checkbox"/> 整理統合    <input type="checkbox"/> 廃止 </p>
	<p>判定の理由</p> <p>当該補助金は、公平性・公益性を有し、住民需要を満たしており、補助金の主な用途となっている市民文化祭は年々参加者が増えている事業であることから住民の支持を得ていると考えられる。補助金を拡大して継続することも検討したが、芸術文化協会の創意工夫により平成21年度から同額ではあるが市民文化祭の規模拡大に成功しており、今後の芸術文化協会の運営努力により効果が拡大していくことを期待したい。</p>

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	印西市芸術文化協会補助金
-------	--------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	補助率なし	文化団体連絡協議会 780,000円
佐倉市	団体が存在せず	団体が存在せず
四街道市	事業費の50%	芸術文化団体連絡協議会 450,000円
八街市	事業費の50%	文化協会 400,000円
富里市	補助金なし	補助金なし
白井市	補助率なし	白井市文化団体協議会 1,100,000円 白井市民文化祭実行委員会 2,000,000円
印西市	事業費の70%	芸術文化協会 400,000円





平成30年3月31日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉 正直 様

住所 印西市 [REDACTED]  
 補助事業者 氏名 印西市芸術文化協会  
 会長 [REDACTED]  
 連絡先 0476 [REDACTED]

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	平成29年 5月15日	指 令 番 号	印西教生指令第11号
補 助 事 業 年 度	平成29年度	補助金等の名称	印西市芸術文化協会補助金
補 助 金 事 業 等 の 名 称	印西市芸術文化協会事業		
補 助 事 業 等	名 称	印西市芸術文化協会	
	施 行 場 所	印西市内	
着 手 年 月 日	平成29年5月15日	完 了 年 月 日	平成30年3月31日
交 付 決 定 額	400,000円		
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容	全体で一つの事業に取り組むことを目的とする。		
添 付 書 類	① 収支決算書 ② 完成写真(工事施工等に係る場合) ③ その他( ) 注 申請者が団体等の場合は、補助金の充当状況がわかる収支決算書を添付すること。		

※記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

# 平成29年度決算報告

## 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	収入済額	比較	内容
会費	169,000	169,000	0	13,000円×13団体
市補助金	400,000	400,000	0	
臨時会費	5,500	5,500	0	積立金より繰入
繰越金	0	0	0	
雑収入	0	2	2	利子
合計	574,500	574,502	2	

## 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	支出済額	比較	補助金 充当額	自主財源	内容
交通費	25,000	17,000	8,000	11,900	5,100	郡フォーラム時交通費等
消耗品費	30,000	46,209	△16,209	32,346	13,863	ファイル等、その他事業に係る消耗品
食糧費	2,000	1,534	466	0	1,534	総会時、会議時
印刷製本費	30,000	26,390	3,610	18,473	7,917	機関紙ひびき印刷代
通信費	30,000	31,208	△1,208	21,845	9,363	切手、振込手数料
市民文化祭 等事業経費	441,500	437,161	4,339	304,936	132,225	文化祭等事業に係る経費 各部門の事業経費
負担金	15,000	15,000	0	10,500	4,500	印旛都市文化団体連絡協議会負担金 千葉県芸術文化団体協議会負担金
予備費	1,000	0	1,000	0	0	
合計	574,500	574,502	△2	400,000	174,502	

(総収入額)

574,502円

(総支出額)

574,502円

(差引残高)

= 0円

上記のとおり提出いたします。

平成30年3月31日

印西市芸術文化協会

会計

会計

### 《会計監査報告》

会計監査の結果、諸帳簿の記載は明確で、その支出は適正であったことを認めます。

平成30年3月31日

監事

監事



○印西市社会教育関係補助金交付要綱

平成20年3月31日告示第63号

改正

平成22年5月11日告示第135号

平成23年3月31日告示第68号

平成26年3月27日告示第56号

平成29年3月24日告示第28号

印西市社会教育関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会教育の振興を図るため、社会教育及び青少年健全育成に関する事業を行うことを主たる目的として設立された団体が行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業、経費、補助率等)

第2条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第2項第5号に規定する市長が認める書類は、次の書類とする。

- (1) 団体規約等
- (2) 会員名簿

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月11日告示第135号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年

4月1日から施行する。

別表（第2条）

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	女性の会事業	女性の社会参加を奨励し、男女共同参画社会の推進を図る。	市内に居住する成人女性で構成し、かつ、50人以上で組織する団体	報償費、旅費消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、	補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。
2	青少年相談員連絡協議会事業	青少年相談員活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	青少年相談員が組織する団体	使用料、賃借料及び負担金	補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり212万円を限度とする。
3	子ども会育成連絡協議会事業	子ども会の活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	市内で活動している子ども会の育成者が組織する連合の団体		補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり51万円を限度とする。
4	P T A 連絡協議会事業	各学校のP T A 活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果	市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成するP T A（保護者と教職員が組織する		補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり36万円を限度とする。



		的な推進に 資する。	団体を含 む。)が組織 する連合の 団体	
5	地域ぐるみ さわやかコ ミュニティ 推進委員会 事業	学校、家庭及 び地域が共 に連携し、地 域社会の発 展を図り、も って青少年 の健全育成 に関する施 策の総合的 かつ効果的 な推進に資 する。	市内の中学 校区におい て、青少年の 健全育成環 境の向上を 目指し、関係 機関及び団 体の代表者、 学校関係者 で組織する さわやかコ ミュニティ 推進委員会	補助対象経費 の額。ただし、 1 学校区当た り 8 万円を限 度とし、予算 の範囲内にお いて配分す る。
6	家庭教育学 級事業	家庭での教 育を行う時 に必要な心 構え、留意点 等を学習す る機会を提 供し、家庭教 育の充実を 図り、子ども たちの健や かな成長と 学級生自身 の向上に資 する。	市立各幼稚 園及び市立 各小中学校 の保護者で 構成する家 庭教育の向 上を目的と する会	補助対象経費 の額。ただし、 1 学校当たり (幼稚園にあ っては1幼稚 園当たり) 8 万円を限度と し、予算の範 囲内において 配分する。
7	芸術文化協 会事業	芸術文化の 振興を図り、 もって地域 社会の発展 に資する。	市内の文化 芸術の種別 ごとに総括 する単位団 体で構成し、 かつ、文化的 地位の向上 と地域文化	補助対象経費 の70パーセン ト以内。ただ し、1 協会当 たり 40 万円を 限度とする。



			の発展に寄 与するため に組織する 協会		
--	--	--	-------------------------------	--	--